

Q 個人情報保護の対応は

A 保護条例で適正に対応



▲地域でなごやかに開催された敬老会

Q1 個人情報保護法が施行されて以来、各分野における過剰反応が指摘されています。そこで、本村の個人情報保護の対応は妥当なのか伺います。

- ① 本年から自治会開催の敬老会への対象者名簿を提供しなくなった理由は。
- ② 本年、地区担当員制度に変わって異動者の名簿を提供しなくなった理由は。
- ③ 自主防災組織は、災害時要援護者などの情報を共有することが必要では。
- ④ 民生児童委員に対する情報提供は。

A1 ① 従来補助金交付の際、制限付で提供していましたが、昨年からは補助金交付を廃止しており社会情勢の変化などもあり提供しないことにしました。

- ② 地区担当員は村から委嘱された行政連絡員とは異なるので異動者の提示はできないものです。
- ③ 難しい問題ですが有用性は認識していますので今後各方面と検討していきます。
- ④ 民生委員法により職務内容が定められ、滝沢村個人情報保護条例により利用目的が制限されていますが、必要な範囲を配慮しながら村と相互情報共有をしております。

黒沢 明夫 議員 (しののめ会)

国勢調査の結果と対応は

- Q2**
- ① 人口数値変動の結果は。
 - ② アパート世帯の調査は難航したようだが、調査員の未調査の処理は。また、封入提出の割合は。
 - ③ 5年後の調査は更なる難航が予想されるが対応は。

- A2**
- ① 今回2,314人増加し人口が5万3,555人になりました。今後もゆるやかに増えるの見込んでいます。
 - ② 職員の代行調査や郵送による提出依頼をしました。封入提出の割合は7.967世帯で41.8%です。
 - ③ 郵送やインターネットでの提出、質問の簡略化など、調査方法の改善を国に強く要望していきます。